

令和7年度 第2回 文京区地域包括ケア推進委員会 記録

日 時：令和7年7月23日（水）午後1時30分から午後3時35分まで

場 所：文京シビックセンター3階 障害者会館A＋B会議室

<会議次第>

1 開会

2 議事

- (1) 高齢者・介護保険事業計画（進行管理対象事業）の進捗状況について

【資料第1号】

- (2) 第9期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シートについて

【資料第2号】

- (3) 高齢者等実態調査の調査項目（案）について

【資料第3号】

- (4) 指定地域密着型サービス事業所の指定状況について

【資料第4号】

- (5) 指定地域密着型サービス事業所の利用状況について

【資料第5号】

- (6) 高齢者あんしん相談センターの事業運営について

【資料第6－1号①】 【資料第6－1号②】 【資料第6－2号】

【資料第6－3号】

- (7) 令和7年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録について

【資料第7号】

3 その他

4 閉会

<出席者> 名簿順（敬称略）

文京区地域包括ケア推進委員会委員

飯塚美代子副委員長、井上博和、後藤紀行、宮長定男、
諸留和夫、大橋久、石樵さゆり、青山智、小倉保志、細谷富男、
片井健友、太田道之、岩波康人

<事務局>

鈴木地域包括ケア推進担当課長、瀬尾高齢福祉課長、佐々木介護保険課長、佐藤事業者支援担当課長、篠原福祉政策課長、大武健康推進課長、早川センター長、小川原センター長、中谷センター長、中條

<傍聴者>

7人

1 開会

(平岡委員長が欠席のため、飯塚副委員長が代理進行)

<鈴木地域包括ケア推進担当課長より、出欠状況報告、配布資料の確認>

2 議事

飯塚副委員長：それでは、令和7年度第2回文京区地域包括ケア推進委員会を開会いたします。

初めは、議題(1)の「高齢者介護保険事業計画(進行管理対象事業)の進捗状況について」です。

<瀬尾高齢福祉課長より、資料第1号の説明>

飯塚副委員長：このことについて、委員の皆様からご意見、またご質問がございましたらお願いいたします。

細谷委員：定量的に評価できる部分と、定性的に見ておいたほうが良い部分があると思います。例えば介護人材の確保ということで、何人目標で、何人確保したでいいと思うんですけども、例えばイベントが開催されて、当初開催の予定が8回で、100%目標達成という報告だけでは足りないのではないかと思います。恐らくフィードバックというか、参加者のアンケート調査などのフィードバックも行っていると思うので、データとしてどういうふうに活用されているのかを確認したいと思います。

瀬尾高齢福祉課長：例えば介護サービス事業者連絡協議会・部会のことをござ

ます。目標の数値が、この計画を立てるときに、回数で実績を取ってしまっているのですが、アンケートは行っております。その中で、実際よかったというところと、ここのところが足りなかったというお声、またこういう研修をやっていただきたいというお声もあって、カスタマーハラスメントなどについては、そのご要望を受けて実施したものになってございます。

佐々木介護保険課長：毎回、基本的にはアンケート等を取っています。例えば、コロナ禍を経て、研修を受けやすくするため、引き続きZ o o mで開催しているところですが、集合で実施する会議を行ってほしいというご意見をいただき、双方向で行うというニーズもあるということをアンケートの中で拾っております。そういうところを参考に、また次年度につなげていくということを行っております。

細谷委員：ありがとうございました。

必要に応じて、また委員会の中で少しご紹介なんかいただけると、実際にそのイベントに対する参加者の評価なんかも分かるかなと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

飯塚副委員長：ほかにございますか。

片井委員：12ページ、認知症検診事業について、この表の見方について、教えてください。認知症検診普及啓発対象者目標の欄に1万3,000人、実績の欄に1万2,563人、とありますが、これは対象者の人数を記載されているんですか。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：はい、おっしゃるとおり対象者の人数になります。

片井委員：では、実績ではないですね。実態ですね。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：実態ということですね。

片井委員：備考欄に実施者数の人数及び、目標を上回ったと書かれているんですが、この目標値と実績を報告する表が正しいのではないのでしょうか。

鈴木地域包括ケア推進担当長：今回の数値目標について、達成率という形で記載させていただいたのですが、実際にどのくらい、啓発後、検診を受けたかというところも、振り返りを行わなければいけないところでした。その点については説明が足りておりませんでした。申し訳ございません。

目標や実績、達成率という表記は変えられないところになるので、例えば、この後、検診受診者が214人とかというところなど、今後、分かりやすい形で説明できるか、検討をしていきたいと思います。

片井委員：お願いします。人口の実態と、目標に対してどれだけできたかというアピールの場の表だと思いますので、誤解されないような表示をされたほうがいいと思いました。

飯塚副委員長：宮長委員お願いします。

宮長委員：17ページの旧区立特別養護老人ホームの大規模改修に関連してお聞きますが、千駄木の郷の運営の関係で、職員の皆さんから意見が出ているというようなことをちょっと聞いたことがあるんですが、その辺はどういう現状になっているんでしょうか。

佐藤事業者支援担当課長：現在、千駄木の郷の新しい法人を選定しております。その中で、千駄木の郷の職員から、今現在、大切にして支援をしている部分を、新しい事業者を選定する際に見ていただきたいというようなご意見をいただいております。まだ選定中ですので、選定の内容についてはお話できないですが、それらを新しい事業者を選定する際に、質問等で使わせていただきたいと思いますっております。

宮長委員：分かりました。

飯塚副委員長：では、次は議題2「第9期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シートについて」です。

＜佐々木介護保険課長より、資料第2号の説明＞

飯塚副委員長：それでは、この件について、皆様からご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

後藤委員：最後の介護相談係のところ、苦情のところがありました。今年4月にカスタマーハラスメントに関しての条例が東京都にできたり、あと東京都のほうに窓口ができたりという形で、利用者さんの権利を守るための苦情の窓口と、一方で、行き過ぎたハラスメントに対して事業所をサポートする窓口と、分かれる認識を感じているのですが、文京区でも、分ける構想や予定はありま

すでしょうか。

佐々木介護保険課長：カスタマーハラスメントの問題につきましては、結構複雑であると捉えております。東京都も介護に限らず、民間の事業者におけるカスタマーハラスメントという条例を制定したところですし、文京区の中でも、職員課で区役所内のカスタマーハラスメント対策を整備しているところです。

今まさに、後藤委員がおっしゃったとおりで、カスタマーハラスメントは様々な問題が混ざってくると思うので、区とすると、まず一義的に、そういう課題があるというのを一旦受け止めさせていただいて、各専門部署につないでいくことが役割と考えています。そのため、区の中で分けて相談対応に当たるという考えはないですけども、縦割りの対応にならないように各部署へ共有しながら進めていくべきと考えています。

岩波委員：介護保険相談窓口について挙がりましたが、私も今現在、看護小規模多機能型居宅介護のケアマネジャーをやっているとして、日々、介護保険でやるのか、医療保険なのか、障害サービスを使うのかと、迷うことが多いです。それについて、どのように区役所内の窓口との連携をやっているか。総合的な窓口は難しいとしても、ある一定の相談内容で、相談者に対して話せる部署というのは考えていらっしゃるんですか。

瀬尾高齢福祉課長：相談窓口としましては、高齢福祉課に高齢者相談窓口、介護保険の介護保険相談窓口があり、高齢福祉課の相談窓口が9階の総合窓口でより広範と思っていただいて結構です。ただ、ワンストップになるかというところが非常に難しく、今、制度の移り変わりが激しいため、そういう意味では、専門のところにおつなぎするという姿勢になってしまいます。

そのため、介護保険が絡むようでしたら、そこから介護保険窓口にご案内して、障害福祉サービスとのことにつきましては、一般的には介護保険が優先ということになりますので、65歳に到達した時点で介護保険をご利用いただくように、ただ差があるサービスにつきましては、障害福祉サービスを引き続き使えるものもありますので、それは今までご利用になっていた障害福祉課のほうでご相談しながら、連携には努めているところです。今後も努めていきたいと思っております。

飯塚副委員長：では、次、議題3「高齢者等実態調査の調査項目（案）について」です。

＜佐々木介護保険課長より、資料第3号の説明＞

飯塚副委員長：このことについて、皆様からご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

宮長委員：資料第3号8ページの事業者向けの調査項目に関連して、権利擁護の24番、「【職場内のパワハラ、セクハラの相談がある事業所】予防のための取組」というところで、もしここを調べるとすれば、一般的に取組といっても、何を指しているのかを事業者や事業所が的確に分かるかどうかは疑問です。予防の内容とどう対応するのが、法人で決められているのかということ进行调查したほうがいいのではないかと。

昔、訪問診療、訪問介護に関する事件が起きたときに、自分のところの法人の経験からも、これは起こり得るというふうに考えました。介護保険上は安易に介護保険サービスを打ち切ることとはできないというのは政令基準の考え方ですから、なかなか難しい。

しかし、やっぱり過度なハラスメント、カスタマーハラスメントがあった場合には、所定の手続を経てサービスの提供をお断りすることもあり得るということをししないと、これはもうもたないというふうに考えて、私はすぐ運営規程、重要事項説明書、それから契約書の中に、そういう旨をわざわざ項目を起こして入れたんですね。介護保険外のサービスを求められ、ハラスメントに繋がる経験はうちの法人でもありましたので、その場合に、職員の報告を聞いて対処するのか、対処の方法についても、ある程度の具体的な踏み込み対策をしておかないと、大変なことが起きるんじゃないかと思っております。

その辺りの調査項目の立て方も、検討したほうがいいんじゃないかというのが私の意見ですが、いかがでしょうか。

佐々木介護保険課長：ご意見ありがとうございます。

働きやすい職場づくりや職員の定着率上昇の事業者支援というところも一つの観点であり、今、いただいたご意見はまさに大事なところだと思います。

あとは、この話はすごく深い話なので、切り出して、きちんと別の形で聞いていくべき事項もありますので、それをどう聞いたらいいか、区としてどういう次

の施策をしていったらいいかというところのきっかけをしっかりと取れるよう今のご意見も参考にさせていただきながら、質問項目を考えていきたいと思います。ありがとうございました。

宮長委員：事業者連絡会などを含め、一般的な研修だけでなくカスタマーハラスメント対策をどうやるべきなのかという、踏み込んだ研修などをやっていく必要があると思います。恐らく見えないところでいろんなことが起きて、それが職員のストレスで辞める原因にもなることはあり得ますので、ぜひ今後も検討して進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

後藤委員：資料第3号、在宅介護実態調査の部分のNo. 31からの質問項目の部分で、二つほどちょっと自分の考えがありまして。

一つは、家族の質問項目の中に、育児・介護休業法について、どのくらいご自身が知っていらっしゃるかとか、会社がどのくらい理解があるかという質問項目があるといいなと思います。制度の存在自体を知らなくて、仕事を休まなきゃいけない、辞めなきゃいけないとかというふうに悩んでいたという、また会社のほうも、育児休業法より介護休業法は普及が遅いかなという感じなので、この普及は、その1点、具体的にというところがあるといいのかなというところが一つです。

あともう一つは、実態として、家族がいないという方が非常に増えてきています。高齢者の半数以上が高齢者のみ世帯、ないし単身世帯というのが増えてきているので、相談できる、サポートしてもらえる家族等がいないという項目もできて、なおかつその中とかも深掘りしていく必要が、今後出てくるのかなというふうに思いました。

佐々木介護保険課長：まず1点目の制度上のところですね。とても大切なことだと思います。介護、育児の休業に限らず、様々な制度の認知度が低い状態で、知っているか知らないかで取組が変わることがあると思います。何か既存の制度をうまく使ったり、正しく使えば改善していくのに、それが経営側も職員側も分からないというところを改善していくことはすごく大事だと思いますので、そういったところもうまく拾えるような項目について、検討したいと思います。

あと、高齢者の孤立問題というのは、今に始まったことではなく、今後も増えていく傾向はあるかだと思いますので、そういったところも注意深く拾えるような

質問や質問文の工夫によって、この方が孤立しているんだな、助けがないんだなというのが、別の視点から拾えるような項目なども考えてみたいと思います。ご意見ありがとうございます。

片井委員：資料第3号の在宅介護実態調査の中でなんですけど、例えば避難指示が出たときに、ご自身ではもう避難できない方がどれぐらいいるかというのを書いていただくようなことはお考えでしょうか。どれぐらい、ご本人が学校、中学校まで行けないと思われているのか、数値化してまた今後どうするかとか、その辺りのところをご検討いただきたいです。

私の実家地域では第一避難援助者、第二避難援助者といって、ご近所の方がもう登録されているんです。文京区が一体どれぐらいの方が避難できないのか。あと従事者の方に甘えるわけにもいかないんで、その辺のところも、何かデータをもう既にお持ちだったらいんですけど、アンケートをもし取られるのならば項目に含めていただけたらと思います。

瀬尾高齢福祉課長：実態調査の対象者は限られております。今、災害時の避難行動要支援者名簿を、災害対策基本法に基づき、要介護度と、障害の程度によって、防災危機管理課が作成しております。

しかし、実際、誰が迎えに行くかまでは、まだ制度として組み上がっていなくて、福祉避難所や一時的に逃げていただく避難所と、あとその先に福祉的なケアが必要になる方へ第2次避難所として用意しているんですが、実際そこにどなたが行くかまでの名簿は、まだできていない状態です。それも含めて、今、検討段階というところになっております。

いつ災害が起きるか分からないので、猶予はないんですけども、実態調査とは別で進めているところです。

片井委員：ぜひ検討してください。

飯塚副委員長：では、次に議題4「指定地域密着型サービス事業所の指定状況について」です。事務局からお願いいたします。

＜佐藤事業者支援担当課長より、資料第4号の説明＞

飯塚副委員長：この件について、ご意見、ご質問ございますか。

では、次、議題5「指定地域密着型サービス事業所の利用状況について」です。
事務局からお願いいたします。

＜佐藤事業者支援担当課長より、資料第5号の説明＞

飯塚副委員長：ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

では次、議題6「高齢者あんしん相談センターの事業運営について」です。

それでは、事務局からお願いいたします。

＜鈴木地域包括ケア推進担当課長より、資料第6-1号①、資料第6-1②の説明

>

飯塚副委員長：ありがとうございます。

このことについて、委員の皆様からご意見、ご質問あったらお願いいたします。

小倉委員：民生委員の確保の状況がもしお分かりになりましたら、教えていただけないでしょうか。

資料第6-1号②、10ページの（2）民生委員との連絡会について、近時、独り暮らしの高齢者とか増えてきているというふうに聞き、民生委員の方々の目配りがすごく必要になってきた時代だと思うんですが、昨今、民生委員の成り手がなかなか大変だというような話をよく耳にしまして、この民生委員の連絡会を活性化させるために、何か区の方で、民生委員の確保のための工夫とか、実情とか、そんなものを教えていただけないでしょうか。

篠原福祉政策課長：区としましては、小倉委員がおっしゃるとおり、民生委員、定員151人おりますが、現在138人ということで、今年12月に任期、3年間の任期が終わりまして、更新になるんですね。基本、民生委員は各町会にご推薦いただく形を取っているんですけども、昨今、なかなか成り手が集まりづらいという状況がございます。ですが、やはり区としましては、民生委員の方々は地域の見守りの一番大事な方ということで、町会と並んで、我々としてはとても大事にしております。ですので、一つ一つ丁寧に各町会等を回りながらご説明に努めるとともに、また、各青少年委員や商店街連合会といった身近な町場

で、ご推薦をいただく等して、今、定数の確保に努めているところです。

また東京都のほうから、今年度から多少ですが、費用弁償といいまして、活動に係るコストも、若干ですが上がっておりますので、そういった中で少しずつご意見を伺いながら改善に努めたいところでございます。

諸留委員：この話、去年も文京区町会連合会に三役会という会議があるんですけども、九つ、各地区がありまして、その町の地区町会長が立ち会って、去年も同じ話がね、前任者の課長からあったんですよ。それで民生委員には、定年があるんですよ。

今の時代、会社も定年が伸びていますよね。全体で伸びているから、民生委員も定年を延ばしたらどうですかという話を課長や国会議員にもしましたけど、どこができるか分からないけどね。何ができるか分かりませんけど。

岩波委員：資料第6-1号②の7ページのところ、文の京ケアマネ会というのがあります。区民の介護支援専門員をこの協議会に入って検討させていただきたい。その理由という形で、私もほかの区とで、ケアマネ会に参加しまして、その中で感じたことは、事業所にとっては情報提供だとか、行政手続が簡素化になったとか、いろいろできるんですが、区民への還元がない。

事業者だけのメリットではなくて、区民へのどのぐらい還元できるかということで、ぜひこういう機会に、他区は事業者がメインのところがありますけど、区民の介護支援専門員を入れて協議会としてやっていただきたい。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：区や高齢者あんしん相談センターが運営に関与していないため、今後の在り方や構成員については文の京ケアマネ会自体が決める部分ですので、お伝えしておきます。

岩波委員：受け止めて検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

片井委員：提案ですけど、委員の一意の提案ではなくて、これ委員会ですから、動議として、検討していただきたいと個人的に思っています。それがふさわしい内容であれば、動議として委員から区に要請をして、それを次回までにちゃんと回答していただくというやり方を依頼します。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：まず、本件、今回の議事に関しては、こちらの案件でというところでお諮りしているところではありますので、今後どういっ

た形で案件を上げていくかというところは、委員長も含めて決めていくことと思います。

先ほど片井委員からお話があったとおり、議題に上げたいことがあれば、まず事務局宛てにご連絡をいただいて、委員会にけるかどうかというところを委員長と共に諮りたいというのが事務局の考えでございます。

先ほどの文の京ケアマネ会については、意見としては承らせていただきますので、よろしくお願いします。

宮長委員：岩波委員が言っておられるのは、区内在住のケアマネジャーも文の京ケアマネ会に入りたい、入れたほうがいいという、意見ですね。

もちろん提案の趣旨が分かるんですけども、やっぱり僕は、そのことによってどのようなメリット、デメリットがあるのかということも併せてやっぱり検討する必要がある。と申しますのは、ケアマネジャーに働いてもらっている立場の者としては、ケアマネジャーは勤務時間と、場合によっては時間外も含めて、負荷が物すごいんですよ。

そうすると、自分が働いている事業所以外の居住の地までで、ケアマネとして何か関わるのかということになったら、それは非常に問題があると。ただ、今行っている、文京区内事業所のケアマネさんに集まってもらうという点で言えば、文京区の状況とか、それから行政情報等を得ることによって、円滑なケアマネ業務をやることができると、そういうメリットが明確にあるから、こういう立場でやっているのではないか。私はそう理解したんですよ。豊島区でも、やっているんです。

もう一つは行政の下請機関ではありませんから、自主的な活動としてやっていただくということも大事です。その辺のこともどうやったら生かせるのかということなどを総合的に検討していただいて、区としても時間が要ることだと思うし、文の京ケアマネ会の皆さんの意見も聞いてみなきゃいけないので、聞いた上でね、委員会に報告していただくという経過でいいんじゃないですか。

岩波委員：私もデメリット、メリットという話もして、区民への還元が欲しい。

そういう意味で、いろいろ立場と考え方が違う人たちが入ったほうが検討も深まり、よりよい区民の生活と高齢者の安全を図っていくことがいいんじゃないかということで、提案させていただいている。

宮長委員：この会議体として議決をするということになったら、何か多数決を取るみたいな話になっちゃいますけど、委員会として、今、私が申し上げたような方向で、一度は検討していただいて、お返事をいただくという旨が、委員会としてのおおむねの意見だったということであれば、今後の取り扱いできると思いますので、そういうふうにしていただけたらいいかなと思います。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：議決できない部分がございますので、ご了承ください。ただ、文の京ケアマネ会については継続して前々から出ているお話ではあるので、それも含めて、こちらでも情報共有はさせていただきたいと思っていますので、その後についてはまたご相談させていただければと思います。

<鈴木地域包括ケア推進担当課長より、資料第6-2号、資料第6-3号の説明>

飯塚副委員長：何かご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

岩波委員：資料第6-3号の未実施のところって、前回も未実施であり、終結条件を定めているかということがなかなか難しいということで、国へこの項目について改善を促すということはどうだったんでしょうか。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：そうですね。昨年度も前任の課長から同じ説明をさせていただいていて、地域性もあるのかもしれないんですけども、終結状況を決めたほうがいいため、国としては変えていないのですが、文京区の場合は、皆様ご存じのとおり、かなり複雑なケースが多いので、決め切れないケースが多いと思います。

もう少し事例が増えてきたところで、終結条件というのは決めていけるものなのかと思うんですけども、今段階では未実施というところで、この国の指標というところも、今年度は分かりやすく変わったところではあるんですが、この内容の部分についてはまだ変わっていないなというところが正直な部分ですので、機会があればお伝えするとともに、国がもこ変わるところを待つまでは同じような説明になってしまうというところでございます。

宮長委員：まず、収支決算の概要と、それから評価の内容について関連して伺いたいと思います。

ケアマネだけでなく、高齢者あんしん相談センターの職員の確保という

のは、なかなか今大変だと思って、人材の定着、あるいは確保という点で、やっぱり力を入れなければならないのは、資料第6－2号の1ページ目にある研修研究費ですね。予算と決算の対比で見えますと、高齢者あんしん相談センター本富士のみが執行率が100%を超えていますが、他は50%ほどの執行率となっています。

この辺が一つは、事業評価では、資料第6－3号3ページの高齢者あんしん相談センター職員の人材確保育成を図るのは、皆、同じように実施になっているんですね。予算の執行率に大きな差があることなどについて、どういう現実になっているのかお聞きしたいと思います。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：確かに執行率に差があり、こう見ると実施されていないように思えてしまいますが、研修としては各圏域で工夫し、行っております。こういった形が最適かというところは、これから考えなければいけないということかと思います。

宮長委員：額が多いからやっていて、額が少ないからやっていないと申し上げたいんじゃないんですよね。ただ、区として、あるいは高齢者あんしん相談センターとしてどういう基準で研修研究を次年度やるのかというところを、はっきりさせて、それに基づき、予算化するというふうにしたほうがいい。その点で執行がどうだったのかというのを評価できるようにしていったほうがいい。また、ここで働いたら、こういう研修に行かせてもらえるよと職員のモチベーション、技量を上げていってもらわなきゃいけないと思うんで、そこら辺をひとつよろしくをお願いします。

次に、資料第6－2号1ページ目の通信運搬費についても相当差があって、心配したのは、富坂が214%という予算の執行率になっているのね。郵便料金が上がった背景もあると思うが、これ実態はどうなっているのか。予算が適切だったのかどうかを含めていかがですか。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：法人が変わる関係で対象者の方に郵便を送ったりしたことが影響し、通常の業務とは別のところで跳ね上がってしまいました。

宮長委員：なるほど。分かりました。

諸留委員：高齢者あんしん相談センターの委託運営法人は全て異なり、法人によって経営方針があるわけだから、一律に実施できているのか数字だけで判断す

るのは難しいですよ。

官長委員：人数が違うけど、区が委託するのに委託経費の基準はあるんですよ。

飯塚副委員長：では次、議題7「令和7年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録について」です。

それでは、事務局からお願いいたします。

＜鈴木地域包括ケア推進担当課長より、資料第7号の説明＞

飯塚副委員長：何かご質問、ご意見ございますか。

では、承認というところで。

これで本日の議題は以上になります。

3 その他

飯塚副委員長：介護事業所として2点、よろしいでしょうか。

訪問介護について、昨年度4月に介護報酬の改正があったんですね。訪問介護以外のサービスに関しては、全て増益増額、しかし、訪問介護に関しては減額だったんです。そのカウントの仕方が、厚生労働省はサービスつき高齢者向け住宅のような施設にヘルパーが行く移動時間関係なく、収益を上げられるんですよ。でも訪問看護では全部含めて介護報酬減額という形になりました。これに関して、最近、自治体自身で補填をするというところが幾つか現れてきました。文京区は、これに関してどう思っているか、お聞きしたい。

それからもう一点は、訪問する際、文京区は非常に坂道が多かったり、歩いて行くのが厳しいところは自転車を利用しています。その一方で、マンションが多くなっています。公道に自転車を置きっ放しなどと地域住民の方からの苦情があるんですね。これはお願いなんです、この文京区と警察との間のお話をさせていただいて、駐輪許可証のようなものを出していただけないかと。軽車両なので、公道に置いてはいけないという言い分も分かるんですけども、ただ文京区の景観を損ねるからやめてくれと、いうご意見もいただいているので、考えていただきたいと思います。

佐藤事業者支援担当課長：事業者支援担当課長から1点目の報酬の改定について、

文京区の考えということで説明をさせていただきたいと思います。

確かに報酬につきましては、訪問介護事業につきましては、本来では、報酬改定が見直されていて、訪問介護を含む介護保険事業につきましては、その報酬の枠組みの中で事業を行っていただくという形が基本としてあるということで、6年度の報酬改定、訪問介護の報酬改定が課題になっているということは、国のほうでも議論をされているところでございますので、その課題については、全国市長会において、国に対して事業運営を安定的に行うことができる報酬とすることを要望しているところです。

本区におきまして、介護職員向けの補助事業ですとか、アクティブ介護の人材確保の取組ですとか、あと物価高騰対策の支援という形の事業を実施しております。ほかの自治体で報酬を補填するというような形の取組があるということは認識をしているところですが、本区としまして、これまでいろいろ区独自の取組を行ってきているところです。

あと、現時点においては同様の支援は難しいというふうに考えておりますけれど、国やほかの自治体の動向を注視しまして、引き続き介護事業所の適切な支援ができるような形で、区としても考えていきたいというふうに思っております。

瀬尾高齢福祉課長：二つ目の駐輪についてですね。警察への要望は区単位では難しいです。要望を出したとしても、警察そのものが東京都全体で見えていますから、一部の警察の許認可では難しいと思っています。

ついこの間、特別区課長会という、介護保険課と高齢福祉課の課長が、23区で集まる機会があって、そこでも東京都の方へ他の区からそのようなご意見として出したんですけど、やっぱりそれは自転車駐輪の撤去に関しては各区がやっていますから、まずは駐輪が撤去されたようなところについては、区の中で調整するのはどうかというのは考えています。

車両については交通規制の対象になってきますから、それは警察でいいと思うんです。それについては警察に対して一部の区のレベルじゃなく、特別区全体か、もしくは市部も含めて62市町村ありますから、そこで東京都に言って、東京都が警察と調整するというのは、絶対とは言えないのですが、将来的にはあり得ることだと思っています。

あと、駐輪の場所について、どこか協力いただけるような形を、区が間に入っ

て進めていくとか、それも介護事業者さんの応援になるので、あとはすぐに撤去しないような、取組については、今後、自転車をもつ道路課、管理課などと話していこうかなと思っています。

ただ、文京区の場合は、自転車を持っていくまではしませんので、大体は注意喚起の札か何かをつけて、その後、何時間かたってから、または数日たってから撤去していますから、持っていかれるということは、ちょっとまだこちらまで声が入っていないので。逆にそういった事情があるのは、文京区介護サービス事業者連絡協議会などで伺っていき、変えられるところは変えていきたいと思っています。

岩波委員：駐輪場を増やすということは可能ですか。

瀬尾高齢福祉課長：普通の駐輪場も今、大変困っていて、駅前、取り合いになっていますしが不公平のないように所管も頑張っていて、今、確保には努めているところなんです。

関係課に連絡、調整し、どういった考えで取り組んでいるのかみたいなことは、この会議かどうか分かりませんが、共有できたらと思います。

宮長委員：今の意見は大変もったもなことで、同じ事業者としては感じます。

その上で、2番目駐輪の件ですけどね。やっぱりこれはしっかり考える観点を持たないといけないと思うんです。自転車は道路交通法上では自動車の仲間、来年から青切符ができ、もっと厳しくなってくる。

例えば、我々の送迎車で言えば、通行禁止単位の除外車両というのと、それから、駐車禁止除外車両というのを警察から交付されている。やっぱりそういうものの範疇に、軽車両という意味で言えば自転車も実は事業用といってもあるんですよ。その辺の自動車の仲間というところを含めて、今後、青切符ができてくるような事態も含めて、やはり、事業者の事業の最低限のところを守って、例えば30分なら30分とか、そういう限定で、やはり許可を出してもらうようなことを、もし警察の業務が煩雑で駄目だったら、それぞれの自治体がそういうステッカーを出して、それで文京区のそういう事業者としてやっていると、警察との合意ができれば、正式に言えば公安委員会との合意ができればできることですから、その辺のことは、僕は前向きに検討する必要があると思います。

飯塚副委員長：ほかはございませんか。よろしいでしょうか。では、事務局、お

願います。

鈴木地域包括ケア推進担当課長： 次回、第3回の委員会は9月中の開催予定になります。

また、先ほどありましたが、地域包括ケア推進委員会へのご意見等については、まずは委員長等ではなくて、事務局にお送りいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

4 閉会